

終身共済事業細則 新旧比較対照表

新条文	旧条文
<p>(通 則)</p> <p>第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、終身共済事業規約（以下「規約」といいます。）第76条（細則）にもとづき、この細則を定めます。</p>	<p>(通 則)</p> <p>第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、終身共済事業規約（以下「規約」といいます。）第77条（細則）にもとづき、この細則を定めます。</p>
<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第7条 規約第12条（共済契約の申込み）第6項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面<u>またはこの会の定める電磁的方法により</u>次の各号の内容および申込みを取消す旨を【削除】この会に<u>示す</u>ものとします。</p> <p>(1) 共済契約の種類および共済金額</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>	<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第7条 規約第12条（共済契約の申込み）第6項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に<u>次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名のうえ</u>この会に<u>提出する</u>ものとします。</p> <p>(1) 共済契約の種類および共済金額</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>
<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第14条 規約第47条（死亡共済金額および重度障害共済金額）、第52条（疾病入院共済金額）、および第61条（災害入院共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額</p> <p>発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する生命共済、こども共済、<u>および</u>学生総合共済（以下、それぞれ「生命共済」、「こども共済」、「学生総合共済」といいます。）【削除】</p>	<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第14条 規約第47条（死亡共済金額および重度障害共済金額）、第52条（疾病入院共済金額）、および第61条（災害入院共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額</p> <p>発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する生命共済、こども共済、<u>または</u>学生総合共済（以下、それぞれ「生命共済」、「こども共済」、「学生総合共済」といいます。）<u>、および</u></p>

新条文	旧条文
<p>と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みま す。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を 含みます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>(2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額 生命共済またはこども共済およびこの会の実施す る定期生命共済（以下、「定期生命共済」といいます。） と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金 額それぞれ23,000円とします。</p> <p>(3) 前2号にかかわらず、発効日において第5条（共済 金額を制限する職業）に定める職業に従事している者 の共済金額の最高限度は、定期生命共済と通算して死 亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病 入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とし ます。</p>	<p><u>び全国大学生協共済生活協同組合連合会の実施する 短期生命共済（ただし、本条においては、2022年（令 和4年）4月1日以降に発効した契約に限ります。）と</u> 通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。） および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含み ます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>(2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額 生命共済またはこども共済およびこの会の実施す る定期生命共済（以下、「定期生命共済」といいます。） と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金 額それぞれ23,000円とします。</p> <p>(3) 前2号にかかわらず、発効日において第5条（共済 金額を制限する職業）に定める職業に従事している者 の共済金額の最高限度は、定期生命共済と通算して死 亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病 入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とし ます。</p>
<p>（共済金の支払方法） 第22条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項、第5項 および第30条（共済金の支払い）第1項に定める「細則 に定める方法」とは、この会の事務所にて支払う方法ま たはこの会が指定する金融機関等の口座に振り込む方 法とします。 〔以下略〕</p>	<p>（共済金の支払方法） 第22条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項、第5項 および第31条（共済金の支払い）第1項に定める「細則 に定める方法」とは、この会の事務所にて支払う方法ま たはこの会が指定する金融機関等の口座に振り込む方 法とします。 〔以下略〕</p>
<p>（病院または診療所の定義） 第32条 〔中略〕</p>	<p>（病院または診療所の定義） 第32条 〔中略〕</p>

新条文	旧条文
<p>2. 前条第3項に該当する場合には、柔道整復師の施術所について、病院または診療所に準ずるものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>2. 前条第2項に該当する場合には、柔道整復師の施術所について、病院または診療所に準ずるものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(重複の回避)</p> <p>第55条〔中略〕</p> <p>2. 第53条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第9条（共済金受取人）第5項および第10条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第26条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第53条を適用します。</p>	<p>(重複の回避)</p> <p>第55条〔中略〕</p> <p>2. 第53条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第9条（共済金受取人）第5項および第10条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第27条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第53条を適用します。</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2023年（令和5年）5月29日細則一部改正)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この細則は2023年9月1日より施行します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>